毎日、あったか介護
ありがとう

―いい日、いい日。―
１１月１１日は
介護の日

毎年１１月１１日は「介護の日」です。
介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者およびその家族を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する日として定められました。
介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護をみんなで支える仕組みです。また、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する仕組みでもあります。
この機会に、皆さんで介護について考えてみませんか。

介護サービスを受けるまでの流れ

対象となる人
・65歳以上で介護が必要な人
・40歳～64歳で特定疾病により介護が必要な人

介護が必要な状況になる
・日常生活が困難になってきた
・車イスを使いたい
・家に手すりをつけたい
・施設に入所したい

認定申請
・福祉課介護保険担当で受け付けています。介護保険被保険者証をお持ちください。

認定調査・主治医意見書作成
・認定調査員（市職員や介護支援専門員）が訪問し、本人の心身の状況について聞き取り調査を行います。

・市から主治医に対し、意見書の作成を依頼し、本人の疾病状態、特別な医療、認知症や障がいの状況について意見を求めます。

一次判定
・認定調査の結果を全国共通のコンピュータソフトによって判定します。

介護認定審査会
・一次判定の結果や認定調査の特記事項、主治医の意見書の内容などをもとに保健・医療・福祉の専門家によって、どのくらいの介護が必要か審査します。

認定
・介護を必要とする度合い（要介護1～5・要支援1・2）が認定されます。

認定結果通知
・申請日から約30日ほどで本人に被保険者証と認定結果通知が送付されます。

ケアプラン（介護サービス計画）の作成
・要介護（1～5）または要支援（1・2）と認定された方は、どんなサービスをどれくらい利用するかというサービス計画を作成する必要があります。
　要介護と認定された方は指定居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、要支援と認定された方は地域包括支援センターに、介護保険被保険者証を添えて、ケアプランの作成を依頼します。

介護サービスの利用
・ケアプラン（介護サービス計画）にもとづいたサービスを利用します。利用者負担は原則として、かかった費用の1割です。

介護保険で利用できるサービス

●家庭を訪問するサービス
訪問介護（ホームヘルプ）・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導

●日帰りで通うサービス
通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）

●施設への短期入所
（ショートステイ）

●福祉用具の貸与、購入
住宅改修

●特定施設入居者生活介護
（介護付き有料老人ホーム等）

●介護サービス計画（ケアプラン）の作成

その他、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）への入所などのサービスがあります。

ただし、認定の段階（要介護1～5・要支援1・2）により、利用できるサービスが異なります。

介護保険料について

40歳以上の方は、介護保険の加入者（被保険者）です。介護を社会全体で支えるため、加入者全員が保険料を納めます。

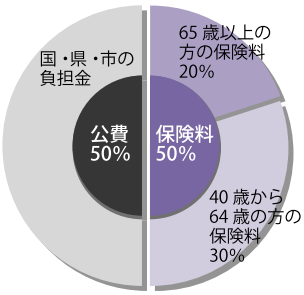

加入者(被保険者)	保険料の額(平成23年度)	保険料の納め方	
第1号被保険者(65歳～)	基準額：40,500円（年額） 韮崎市では、7段階に区分しており、所得段階によって、基準額の0.5倍から1.75倍に区分設定されています。	老齢・退職・遺族・障害年金を、年額18万円以上受給している方	年金から天引き
		年金が年額18万円に満たない方等	納付書により納付（口座振替もあり）
第2号被保険者(40歳～64歳)	加入している医療保険の算定方法により決まります。加入している医療保険者にお問い合わせください。	加入している医療保険（国民健康保険、職場の健康保険など）の保険料と一緒に納めます。	

第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

本市では、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業が適正に運用され、市民の皆様が安心してサービスを利用できるよう、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。

現在、介護保険サービスの見込み量等を推計し、介護事業者や福祉団体の代表者で構成される策定懇話会を中心に、第5期計画（平成24年度～平成26年度）の策定作業を進めています。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう努めてまいります。

■お問い合わせ
福祉課介護保険担当
（内線182～184）

予防　公民館でコツコツ“貯筋”いきいき貯筋クラブ

転倒予防に必要な、筋力・バランス能力・柔軟性等の体力維持向上をはかるための教室です。

身近な公民館で健康寿命（６５歳以上の高齢者が、寝たきりや介護が必要になったりせずに、心身ともに自立して活動的な状態で生活できる期間）を延ばすことができるチャンスです。地区別の開催日等詳しくはお問い合わせください。

■対象　おおむね６５歳以上の方
■内容　体力測定・健康体操・コミュケーションゲーム
■担当　運動指導士・シニア健康サポーター・市保健師
■持ち物等
水分補給のためのペットボトルや水筒・体操ができる服装・室内用運動靴
■お問い合わせ
保健課介護支援担当　☎２３－４３１３
（地域包括支援センター）

相談　地域包括支援センターをご存知ですか？

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を継続できるよう、総合的に支援するのが保健福祉センター内に設置されている「地域包括支援センター」です。

介護保険についてだけでなく、高齢者が抱える様々な問題等総合的な相談を行います。介護の必要性を感じる時期は、人によって異なります。ご自身について、ご家族について、毎日の生活で気になることや不安に思うことがある方は、お気軽にご相談ください。

＊もの忘れ相談
第2火曜日　９時30分～16時
その他の日でも随時相談を受け付けています。

■お問い合わせ
地域包括支援センター（保健福祉センター内）
☎２３－４３１３